



□■□ 事故防止メルマガ「Think」

■□■ 【発行】シンク出版株式会社 <http://www.think-sp.com/>

// INDEX //////////////////////////////////////

1. 10月後半の管理ごよみ
2. 自動車運送事業者に対する監査方針・行政処分基準の強化
3. 事故ゼロへのアプローチ～夜間事故の危険を意識しよう～1
4. 交通事故にかかる企業の責任（13）
5. 今日の朝礼話題
6. 「2014 運行管理者・配車担当者手帳」スペシャルサイト開設！

// //////////////////////////////////////

★ 10月後半の管理ごよみ

◆ 9月1日（日）～10月31日（木）

— 自動車点検整備推進運動強化月間

◆ 17日（木）～23日（水）

— 葉と健康の週間

◆ 21日（月）

— あかりの日

◆ 26日（土）～27日（日）

— 第45回全国トラックドライバー・コンテスト

◆ 30日（水）

— マナーの日

※詳しくはシンク出版のWEBサイト「今月の運転管理」で紹介しています。

【今月の運転管理↓】

<http://www.think-sp.com/2013/09/10/kongetsu-untankanri13-10/>

■ 自動車運送事業者に対する監査方針・行政処分基準の強化

国土交通省では、このたびバス・トラック・タクシーなど自動車運送事業者に対する監査方針・行政処分等の基準について定めた関連通達を改正しました。

【続きを読む↓】

<http://www.think-sp.com/2013/09/19/management-shobun-kansa-hoshin2013/>

■ 事故ゼロへのアプローチ

『夜間事故の危険を意識しよう～下向きライトの危険』

夜間の交通事故では歩行者の死亡事故率が非常に高くなります（昼間は1.2%、夜間は4.4%）。死亡事故件数からみても歩行者の夜間死亡事故は、昼間の倍以上発生しています。

とくに下向きライトのとき死亡事故が発生しやすいことが明らかになってい

ますので、今回は下向きライトによる事故の危険をまとめました。

【続きを読む↓】

<http://www.think-sp.com/2013/09/30/jikozero-yakan1/>

■交通事故と企業の責任（13）

前回は、名義変更前の車の事故で、名義人の「運行供用者責任」を認めた事例でした。

今回は、他人に借りた車の事故で、所有者の「運行供用者責任」を認めなかった事例を紹介します。

『事故車両の所有者の「運行供用者責任」を認めず』

左官工であるAは、ゴルフに出かけるための待ち合わせ場所に行くために、息子であるBから車を借り、後輩のCに運転させて、待ち合わせ場所に向っていました。

途中交差点に差し掛かり、手前で信号が青から黄色に変わったが、停止線では止まれないと判断したCは、そのまま交差点に進入したところ、赤信号を無視して交差道路から進入してきたD車と衝突し、Aは頭部外傷、頸椎捻挫などの重傷を負いました。

この事故の過失割合は、Cが2割、Dが8割と認定されています。Aは、相手車のDに対して、自賠法3条及び不法行為に基づく不法行為による損害賠償を求めるとともに、車の所有者であるBに対して自賠法3条に基づく運行供用者責任があるとして、Bが契約している保険会社に対しても損害賠償を請求しました。

これに対して、裁判所は次のように述べて、Bの運行供用者責任を否定し、Dの不法行為による損害賠償分の約198万円のみを認定しました。

「車を日常的に管理・使用していたのは所有者であるBであるが、事故当時において、AはBから車を借り受け、これを後輩のCに運転させていたのであり、その運行目的も友人との待ち合わせ場所に送り届けることにあったのだから、Aには車について運行支配及び運行利益があったというべきである」

「Aの運行支配は、同乗していなかったBに比して直接的、顕在的、具体的であったことが認められ、AがBとの関係で自賠法3条の「他人」にあたることは認められない」

「Aは、運転免許を取得したことがなく車を運転したこともないから、車両の運行を具体的直接的にコントロールすることは不可能であるし、Cの運転について何ら指示も出していないとして「他人」に該当すると主張する」

「しかし、車を借り受け運転を依頼したのもAであるうえ、AはCの親方で先輩にあたり、私用にCに運転させて使用したことなどを鑑みれば、運転免許がない点や具体的指示がなかった点のみをもって、Aの運行供用者性を否定することや他人性を肯定することはできない」

（さいたま地裁 平成21年8月26日判決）

■今日の朝礼話題

『スピードを上げる危険を意識しよう』

最近、皆さん方のなかで、スピード違反の取締りで検挙された方はいませんか？

「実勢速度が速い道路だったのに」「スムーズに流れていて危険な走行ではなかったのに」と言い訳をしたい人もいるかもしれませんが、規制速度を守らないことは重大事故の危険を呼びますので、検挙された方は「謙虚」に反省してください。

【続きを読む↓】

<http://www.think-sp.com/2013/09/30/tw-breaking-the-speed-limit/>

シンク出版WEBサイトでは、朝礼時や会報作成時に参考にしていただける「今日の朝礼話題」を毎日更新しています。

■2014 運行管理者・配車担当者手帳 スペシャルサイトオープン

『2014 運行管理者・配車担当者手帳』

※仕様 A6判／222ページ／表紙ビニールレザー（黒）

※価格 1,260円（消費税込・送料実費）

昨年発売しご好評いただきました「運行管理者・配車担当者手帳」の2014年版の発売日が10月2日に決定いたしました。

2014年版は「最新の法改正」や、「Gマークの取得のための安全性評価項目配点基準」などますます資料を充実させました。また、カレンダー機能も強化していますので、スケジュール管理も快適に行っていただけます。

本手帳のスペシャルサイトをオープンいたしましたので、ぜひご覧ください。画像で手帳のイメージをご確認いただくことができるほか、パンフレットもダウンロードしていただくことができます。

【2014 運行管理者・配車担当者手帳スペシャルサイト】

<http://2014unkoukanridiary.jimdo.com/>

【※物流ニッポンで本手帳が紹介されました↓】

<http://www.think-sp.com/2011/03/04/syoukaikiji/>

【商品の詳細はこちら↓】

<http://goo.gl/c6MYvB>

■新刊出版物のご案内

●自己診断テスト

『運転者心理に潜む危険をチェックしよう』

※仕様 A4判／4ページ（複写式）／カラー刷

※価格 105円（消費税込・送料実費）

事故の原因を突き詰めていくと、その背景には「前車が止まるとは思わなかった」など、運転者の危険な心理が潜んでいます。

本テストは、日頃の運転を振り返り、48の質問に「ハイ」「イエ」で答えていただくと、運転者心理に潜む6つの危険について診断することができます。

カーボン式になっており、実施したその場で診断結果を知ることができますので、すぐに安全運転に役立てていただくことができます。

【↓詳しくはこちら】
<http://goo.gl/aj3oPm>

●教育用冊子

『構内事故の危険に気づこう!』

※仕様 B5判/16ページ/カラー刷

※価格 147円(消費税込・送料実費)

トラック運送事業では、公道における交通事故だけでなく、構内事故も多発しています。

本冊子は、構内事故が起こりやすい状況を示した6場面のイラストを見て、設問に回答してもらって参加型教材です。ドライバー自身が日頃の運転習慣やヒヤリ・ハット体験などを思い起こすことにより、構内事故を起こす危険に気づいて頂くことができます。

【↓詳しくはこちら】
<http://goo.gl/ujptD>

【事故防止メルマガ「Think」のバックナンバーはこちら↓】
<http://goo.gl/5G5iL>

本メールマガジンは、名刺交換をさせていただいた方々にも送信させていただいております。今後、メールマガジンの購読を希望されない場合は、お手数ですが下記アドレスまでご連絡をいただきますようお願いいたします。

(平成25年9月30日送信)

※本メールは「MSゴシック」などの等幅フォントで最適に表示されます。

■□—————□■

～人と車の安全な移動をデザインする～
シンク出版株式会社

大阪市北区天満4-5-3日本プロパティビル901
TEL 06-6809-1989/FAX 06-6809-1984
Eメール mail@think-sp.com
URL <http://www.think-sp.com/>

■□—————□■